

平成22年度 総合評価書

「子ども・子育て応援プラン」について

平成23年3月

雇用均等・児童家庭局総務課(田河慶太課長) [主担当]
 雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室(黒田秀郎室長) [施策6関連]
 雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室(杉上春彦室長) [施策16、17、19関連]
 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課(塚崎裕子課長) [施策1～5、9関連]
 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(高橋俊之課長) [施策8、20～25関連]
 雇用均等・児童家庭局育成環境課(真野寛課長) [施策11関連]
 雇用均等・児童家庭局保育課(今里讓課長) [施策7、10、12～15関連]
 雇用均等・児童家庭局母子保健課(泉陽子課長) [施策26～28関連]

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。評価対象施策は、政策の体系上、次の網掛け部分又は下線部と関連しています。

関連施策の実績や評価は、施策中目標ごとに作成している実績評価書又はモニタリング結果報告書を参照下さい。

【政策体系(図)】

基本目標																		
分野	1		2		3	4	5	6										
	施策大目標	の整備	雇用環境及び就業環境	会の実現	支援する社	全な育ちを	子どもの健	定	の生活の安	子育て家庭	制整備	への支援体	児童虐待等	実	生対策の充	母子保健衛	自立	子家庭等の母

施策中目標	
1	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
2	地域における子育て支援等施策の推進を図ること
	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
3	子育て家庭の生活の安定を図ること
4	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
5	母子保健衛生対策の充実を図ること
6	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを
可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標 1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立がで
きる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備するこ
と

施策中目標 1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両
立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を
整備すること

施策大目標 2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業
を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

施策中目標 2 地域における子育て支援等施策の推進を図ること
児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供するこ
と
保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応で
きる保育サービスを確保すること

施策大目標 3 子育て家庭の生活の安定を図ること

施策中目標 3 子育て家庭の生活の安定を図ること

施策大目標 4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切
れ目のない支援体制を整備すること

施策中目標 4 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること

施策大目標 5 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策中目標 5 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策大目標 6 総合的な母子家庭等の自立を図ること

施策中目標 6 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

2. 評価の契機・評価の視点

(1) 評価の契機

「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）（以下「プラン」という。）が平成21年度を最終年度としていることを踏まえ評価を行います。

(2) 評価の視点 — 指摘されている課題等

平成16年6月4日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示したプランが策定されています。

【参考】「少子化社会対策大綱」の掲げる4つの重点課題

- I 若者の自立とたくましい子どもの育ち
- II 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- III 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- IV 子育ての新たな支え合いと連帯

3. 評価の方法等

(1) 収集した情報・データ等

プランに位置づけられている主な施策について評価を行います。

- 1. 女性の育児休業取得率
- 2. 男性の育児休業取得率
- 3. 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率
- 4. ファミリー・フレンドリー企業の普及促進
- 5. 一般事業主行動計画の策定・実施の支援
- 6. 地域における子育て支援の拠点の整備
- 7. 一時・特定保育の推進
- 8. 子育て短期支援事業の推進
- 9. ファミリー・サポート・センターの推進
- 10. 保育所の受入れ児童数の拡大
- 11. 放課後児童クラブの推進
- 12. 延長保育の推進
- 13. 休日保育の推進
- 14. 夜間保育の推進
- 15. 乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）の推進
- 16. 虐待防止ネットワークの設置

17. 乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握
18. 児童相談所の夜間対応等の体制整備
19. 虐待対応のための協力医療機関の充実
20. 個別対応できる一時保護所の環境改善
21. 児童家庭支援センターの整備
22. 施設の小規模化の推進
23. 里親の拡充
24. 自立援助ホームの整備
25. 母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進・総合的な自立に向けた支援の推進
26. 思春期保健対策等の推進（10代の人工妊娠中絶率の低下）
27. 不妊専門相談センターの整備
28. 特定不妊治療費助成事業の推進

（2）評価手法等 — 有識者の活用、パブリックコメントの実施等を含む

新たな子ども・子育て支援のための総合的な対策である「子ども・子育てビジョン」の策定のため、平成21年10月に「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」が内閣府に設置され、国民からの意見募集や関係省庁、有識者からのヒアリングが行われました。

4. 評価結果等

（1）評価結果 — 把握された問題点及びその原因

1. 女性の育児休業取得率

- ・平成21年度までの目標 80%（今後10年間の目標値）
- ・平成21年度実績 85.6%
- ・分析・評価

育児休業取得率については、女性が平成17年度に72.3%が平成21年度には85.6%となり、80%という目標は既に達成されており、取組は有効であったと評価できます。一方で、第一子出産前後の継続就業率は38%にとどまっていることから、引き続き、仕事と家庭の両立支援対策を行っていきます。

2. 男性の育児休業取得率

- ・平成21年度までの目標 10%（今後10年間の目標値）
- ・平成21年度実績 1.72%
- ・分析・評価

男性の育児休業取得率については、平成17年度0.50%が平成21年度には1.72%に上昇しており、取組は有効であったと評価できます。しかし、依然として低い水準にとどまっています。こうした状況を踏まえ、男性のワーク・ライフ・バランスを实

現するとともに女性の仕事と家庭の両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るため、引き続き男性の育児休業の取得促進策が必要です。

3. 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率

- ・平成 21 年度までの目標 25%（今後 10 年間の目標値）
- ・平成 21 年度実績 31.1%
- ・分析・評価

「小学校就学の始期に達するまで」以上の勤務時間短縮等の措置が規定されている事業所内の割合についても、平成 17 年度の 16.3% から平成 21 年度には 31.1% と着実に増加しているところです。このため、取組は有効であったと評価できます。

4. ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

- ・平成 21 年度までの目標 表彰企業数 700 企業（21 年度までの累計）
- ・平成 21 年度実績 335 企業
- ・分析・評価

ファミリー・フレンドリー企業表彰数は、平成 21 年度に前年度より 12 社増加し 335 社となり、両立支援に取り組む会社は増加しています。目標である 700 企業にとどかなかった理由としては、平成 18 年度より表彰基準を厳しくしたことから、企業数の増加割合が低くなったことが考えられます。今後の取組としては、「子ども・子育てビジョン」において、顕彰制度等による積極的取組企業の社会的な評価を推進することとしており、さらなる普及促進に向け、都道府県労働局等を通じ、表彰の周知広報を行っていきます。

5. 一般事業主行動計画の策定・実施の支援

- ・平成 21 年度までの目標
行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合
大企業 100%
中小企業 25%
- ・平成 21 年度実績
大企業 94.7%
中小企業 10.7%
- ・分析・評価

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出件数は、平成 21 年度には前年度より 4,835 社増加しており、子育てしやすい環境整備に向けた取組を行う企業数は着実に増加しています。しかしながら、次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、平成 23 年 4 月 1 日から策定・届出が義務化される 101 人以上 300 人以下企業の届出率をみると、依然として低い水準にとどまっていることから、引き続き策定・届出を促す必要があります。

6. 地域における子育て支援の拠点の整備

- ・平成21年度までの目標 6,000か所（全国の中学校区の約6割で実施）
※ひろば型・センター型・児童館型の合計
- ・平成21年度実績 7,134か所
（平成21年度交付決定ベース：市町村単独分含む）
- ・分析・評価

目標は達成されています。引き続き、地域の子育て支援拠点の設置を促進します。

7. 一時・特定保育の推進

- ・平成21年度までの目標 9,500か所（全国の中学校区の約9割で実施）
- ・平成21年度実績 7,729か所（平成21年度交付決定ベース）
- ・分析・評価

平成21年度までの目標には届いていませんが、平成16年度の2,954か所より着実に増加しています。目標に届いていない理由としては、これまで予算事業であった一時保育促進事業を多様な主体を前提にして、質を確保しつつ普及促進を図るため、一時預かり事業として児童福祉法に定めるとともに、社会福祉法の第二種社会福祉事業に位置付けたことに伴い、従来一時保育を実施していた保育所において評議員の設置・経理区分の明確化等の新たな事務負担が生じることとなり、実施か所数が増加しなかったためと考えられます。なお、平成22年6月の構造改革特別区域推進本部決定に基づき、平成22年10月14日に「社会福祉法人の認可について」及び「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正通知を発出し、保育所を運営する事業のみの社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員の設置及び経理区分の明確化の適用を除外しました。

8. 子育て短期支援事業の推進

- ・平成21年度までの目標
ショートステイ事業の推進 870か所（全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約9割で実施）
トワイライトステイ事業の推進 560か所（全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約6割で実施）
- ・平成21年度実績
ショートステイ事業の推進 637か所（交付決定ベース）
トワイライトステイ事業の推進 330か所（交付決定ベース）
- ・分析・評価

子育て短期支援事業については、平成16年度569か所（ショートステイ事業）、310か所（トワイライトステイ事業）から平成21年度には637か所（ショートステイ事業）、330か所（トワイライトステイ事業）に増加しましたが、目標値に達しておらず、今後も引き続き推進していく必要があります。

9. ファミリー・サポート・センターの推進

- ・平成 21 年度までの目標 710 か所（全国の市区町村の約 4 分の 1 で実施）
- ・平成 21 年度実績 599 か所
- ・分析・評価

ファミリー・サポート・センターの運営費の補助を実施するとともに、ポスター、リーフレットの配布によりファミリー・サポート・センターの設置促進及び利用促進を図っており、実施箇所は着実に増えています。「子ども・子育て応援プラン」では、達成目標として、全国の市区町村の約 4 分の 1 で実施となる 710 か所の設置を掲げてきたところですが、平成 22 年 3 月 31 日現在の市区町村数 1,750 の 4 分の 1 となる 438 か所を上回る設置を行っているところです。今後は、「子ども・子育てビジョン」の目標である 950 市町村（平成 26 年目標値）を達成するため、さらなる設置促進に向け、引き続きファミリー・サポート・センターの設置促進を図っていきます。

10. 保育所の受入れ児童数の拡大

- ・平成 21 年度までの目標 215 万人（定員数）
- ・平成 21 年度実績 216 万人（平成 22 年 4 月 1 日）
- ・分析・評価

保育所の定員数については、平成 16 年の 203 万人より着実に増加し、平成 21 年度までの目標である 215 万人を達成し、保育所の整備は計画的かつ着実に行われました。その背景として、「子ども・子育て応援プラン」及び「新待機児童ゼロ作戦」（平成 20 年 2 月 27 日厚生労働省策定）に基づき、都市部を中心に待機児童の多い地域における重点的な保育所整備が進んだことが考えられます。（平成 22 年 1 月 29 日に子ども・子育てビジョン（閣議決定）が策定され、策定後はビジョンに基づき保育サービスの拡充に取り組んでいるところ。）また、平成 20 年度第 2 次補正予算において、各都道府県に「安心子ども基金」（※）を創設し、保育所整備等を推進し、さらに、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、地域の余裕スペースを活用することなどにより、認可保育所の分園等の促進などを進めています。

※平成 20 年度第 2 次補正予算 1,000 億円
 平成 21 年度第 1 次補正予算 1,500 億円の積み増し
 平成 21 年度第 2 次補正予算 200 億円の積み増し

11. 放課後児童クラブの推進

- ・平成 21 年度までの目標 17,500 か所（全国の小学校区の約 4 分の 3 で実施）
- ・平成 21 年度実績 18,479 か所
- ・分析・評価

引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置の拡充を図ることが必要です。

12. 延長保育の推進

- ・平成 21 年度までの目標 16,200 か所（全国の保育所の約 7 割で実施）
- ・平成 21 年度実績 15,901 か所（平成 21 年度交付決定ベース）
- ・分析・評価

平成 21 年度までの目標には届いていませんが、平成 16 年度の 12,783 か所より着実に増加しています。特に、国庫補助の対象である民間保育所については、実施か所数は着実に伸びています。

13. 休日保育の推進

- ・平成 21 年度までの目標 2,200 か所（全国の保育所の約 1 割で実施）
- ・平成 21 年度実績 978 か所（平成 21 年度交付決定ベース）
- ・分析・評価

平成 21 年度までの目標には届いていませんが、平成 16 年度の 666 か所より着実に増加しています。目標に届いていない理由としては、休日勤務により、保育士の確保等が困難であることが考えられます。

14. 夜間保育の推進

- ・平成 21 年度までの目標 140 か所（人口 30 万人以上の市の約 5 割で実施）
- ・平成 21 年度実績 77 か所（平成 21 年度交付決定ベース）
- ・分析・評価

平成 21 年度の目標には届いていませんが、平成 16 年度の 66 か所より着実に増加しています。目標に届いていない理由としては、夜間勤務により、保育士の確保等が困難であることが考えられます。

15. 乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）の推進

- ・平成 21 年度までの目標 1,500 か所（全国の市町村の約 4 割で実施）
- ・平成 21 年度実績 1,250 か所（体調不良児対応型含）
（平成 21 年度交付決定ベース）
- ・分析・評価

平成 21 年度までの目標には届いていませんが、平成 16 年度の 507 か所より着実に増加しています。目標に届いていない理由としては、社会保障国民会議の指摘を踏まえ、平成 20 年度まで利用実績にかかわらず、1 か所当たり定額の国庫補助を、平成 21 年度より基本分（定額補助）と加算分（利用実績に応じた実績補助）の 2 階建ての補助方式としましたが、その改正初年度であり、実施か所数が伸びなかったためと考えられます。なお、平成 22 年度においては、より地域の利用状況に応じた事業実施ができるよう国庫補助基準額の見直し（増額）を行いました。

16. 虐待防止ネットワークの設置

- ・平成 21 年度までの目標 全市町村
- ・平成 21 年度実績 1, 755 市町村（要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置）
（全国の市町村数に占める割合 97.6%）

- ・分析・評価

市町村における子どもを守る地域ネットワークは、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため関係機関が情報共有を図りながら対応を図るものであり、概ね目標が達成されています。

17. 乳児健診未受診児など生後 4 か月までに全乳児の状況の把握

- ・平成 21 年度までの目標 全市町村で実施
- ・平成 21 年度実績 1, 512 市町村（乳児家庭全戸訪問事業）
（全国の市町村数に占める割合 84.1%）

- ・分析・評価

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の整備を図るものであり、市町村の取組が推進されているものと認められるものの、未だ事業を実施していない市町村が存在しており、様々な機会を通じて実施を促していくことが必要です。

18. 児童相談所の夜間対応等の体制整備

- ・平成 21 年度までの目標 全都道府県・指定都市で実施
- ・平成 21 年度実績 67 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

- ・分析・評価

児童相談所の夜間対応等の体制が児童相談所を設置するすべての自治体で確保されています。しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けていることから、児童相談における相談体制を維持・促進するために継続して実施する必要があります。

19. 虐待対応のための協力医療機関の充実

- ・平成 21 年度までの目標 全都道府県・指定都市で実施
- ・平成 21 年度実績 61 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

- ・分析・評価

地域の医療機関との協力、連携体制が推進されているが、児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、継続して実施することや未実施の自治体に対し実施を促していくことが必要です。

20. 個別対応できる一時保護所の環境改善

- ・平成 21 年度までの目標 全都道府県・指定都市で実施
- ・平成 21 年度実績 35 都道府県・指定都市・児童相談所設置市
- ・分析・評価

虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや、非行児童に個別対応できる居室等の改善については、取組が進んでいないため未実施の自治体に対し実施を促していくことや、引き続き支援していくことが必要です。

21. 児童家庭支援センターの整備

- ・平成 21 年度までの目標 100 か所（都道府県に 2 か所、指定都市に 1 か所程度設置）
- ・平成 21 年度実績 78 か所
- ・分析・評価

児童家庭支援センターの整備については、平成 16 年度 51 か所から平成 21 年度 78 か所に増加しましたが、目標値には達しておらず、今後も引き続き推進して行く必要があります。

22. 施設の小規模化の推進

- ・平成 21 年度までの目標 845 か所（児童養護施設等において 1 施設あたり 1 か所程度小規模ケアを実施）
- ・平成 21 年度実績 648 か所
- ・分析・評価

施設の小規模化の推進については、平成 16 年度 299 か所から平成 21 年度 648 か所に増加しましたが、目標値には達しておらず、今後も引き続き推進して行く必要があります。

23. 里親の拡充

- ・平成 21 年度までの目標
 - 児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率 15%
 - 専門里親登録者総数 500 人
- ・平成 21 年度実績
 - 児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率 10.8%
 - 専門里親登録者総数 548 人
- ・分析・評価

里親委託率については、プラン策定時（H15 年度）8.1%から着実に増加したものの、目標値には達しておらず、今後も引き続き推進して行く必要があります。

専門里親登録者数については、目標値を達成することができました。今後も引き続き推進していきます。

24. 自立援助ホームの整備

- ・平成 21 年度までの目標 60 か所（都道府県・指定都市に 1 か所程度で実施）
- ・平成 21 年度実績 58 か所
- ・分析・評価

自立援助ホームの整備状況については、目標値を概ね達成することができました。今後も引き続き推進していきます。

25. 母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進・総合的な自立に向けた支援の推進

- ・平成 21 年度までの目標 母子家庭等就業・自立支援センターを
全都道府県・指定都市・中核市に設置
- ・平成 21 年度実績 106 か所（全都道府県・指定都市・中核市）
- ・分析・評価

母子家庭等就業・自立支援センターの設置状況については、目標値を達成しています。今後も引き続き推進していきます。

26. 思春期保健対策等の推進

- ・平成 21 年度までの目標 10 代の人工妊娠中絶率の低下
- ・平成 21 年度実績 7.1
- ・分析・評価

10 代の人工妊娠中絶実施率は、平成 12 年度の 12.1 から確実に低下しており、目標を達成していますが、都道府県間での格差があるため、人工妊娠中絶実施率が高い自治体において、今後より一層の取組がなされるよう、推進していく必要があります。

27. 不妊専門相談センターの整備

- ・平成 21 年度までの目標 95 都道府県市（全都道府県・指定都市・中核市で設置）
- ・平成 21 年度実績 60 都道府県市
- ・分析・評価

不妊専門相談センターを設置する自治体の数は、平成 16 年度の 51 都道府県市から増加しており、着実な整備が図られていると評価できますが、未だ事業を実施していない自治体に対しては、引き続き、理解を求めていくことが必要です。

28. 特定不妊治療費助成事業の推進

- ・平成 21 年度までの目標 95 都道府県市（全都道府県・指定都市・中核市で実施）
- ・平成 21 年度実績 106 都道府県市（全都道府県・指定都市・中核市）
- ・分析・評価

特定不妊治療費助成事業を実施する自治体の数は、事業を開始した平成 16 年度には 87 都道府県市でしたが、平成 17 年度からは全都道府県、指定都市及び中核市で実施さ

れており、着実な推進が図られていると評価できます。今後は、事業のより効果的な運用を図るため、助成対象の範囲等について検討を行うことが必要です。

(2) 今後の方向性

平成17年度から平成21年度までの5年間に講ずる施策内容と数値目標を提示した「子ども・子育て応援プラン」が見直され、新たに子ども・子育て支援の総合的な対策である「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）が策定されました。この「子ども・子育てビジョン」では、子どもが主人公（チルドレン・ファースト）と位置づけ、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと考え方を転換しており、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指し、平成22年度から平成26年度までの5年間で目指すべき施策内容と具体的な数値目標を掲げ、保育サービスの充実やワーク・ライフ・バランスの推進など、子どもの育ちを社会全体で支え合う環境づくりに取り組んでいくこととしています。

5. 参考

本評価書中で引用したデータ等は以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省のホームページです。

- 女性の育児休業取得率、男性の育児休業取得率、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率

厚生労働省「雇用均等基本調査」 (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-21.html>)

- ファミリー・フレンドリー企業表彰企業数、一般事業主行動計画策定・届出件数
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課調べによる。

- 地域における子育て支援拠点設置数

国庫補助については、厚生労働省のホームページに掲載。

市町村単独事業については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室調べによる。

- 一時・特定保育か所数、延長保育か所数、休日保育か所数、夜間保育か所数、乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）か所数

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べによる。

- ショートステイ事業か所数、トワイライトステイ事業か所数

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる。

- ファミリー・サポート・センター実施市区町村数

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課調べによる。

- 保育所の受入れ児童数

「福祉行政報告例（概数）」 (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)

- 放課後児童クラブ設置か所数

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べによる。
- 虐待防止ネットワーク設置市町村数、乳児家庭全戸訪問事業実施市町村数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べによる。
 - 児童相談所の夜間対応等の体制整備実施都道府県・指定都市・児童相談所設置市数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べによる。
 - 虐待対応のための協力医療機関の充実実施都道府県・指定都市・児童相談所設置市数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べによる。
 - 個別対応できる一時保護所の環境改善実施都道府県・指定都市・児童相談所設置市数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べによる。
 - 児童家庭支援センター設置か所数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる。
 - 施設の小規模化実施か所数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる。
 - 児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率、専門里親登録者総数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる。
 - 自立援助ホーム設置か所数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる。
 - 母子家庭等就業・自立支援センター設置都道府県・指定都市・中核市数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる。
 - 10代の人工妊娠中絶率
「衛生行政報告例」 (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html>)
 - 不妊専門相談センター設置都道府県数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べによる。
 - 特定不妊治療費助成事業実施都道府県・市町村数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べによる。